

## 豊川市小規模修繕契約希望者の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号。以下「規則」という。）第58条の規定に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可を受けていない等の理由により建設工事の入札参加資格審査の申請ができない市内の建設工事請負業者等（以下「小規模事業者」という。）のうち、市が発注する小規模かつ軽易な修繕（以下「小規模修繕」という。）の契約を希望するものの登録の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模修繕)

第2条 小規模修繕とは、市が備品、建物等を修繕するため需用費における修繕料又は工事請負費により予算措置した事業で、規則別表第6号に該当するものをいう。

(登録の要件)

第3条 登録を受けることができる小規模事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものは、登録を受けることができない。

- (1) 主たる事業所の所在地が市内にある者
- (2) 建設工事等入札参加業者登録名簿に登載されていない者
- (3) 希望する小規模修繕を履行するために資格を要する場合にあっては、免許等によりその資格を有する者
- (4) 市税及び国民健康保険料を滞納していない者

(登録の申請)

第4条 登録を希望する小規模事業者は、小規模修繕契約希望者申請書（様式第1号）に、法人にあっては第1号及び第4号に掲げる書類を、個人にあっては第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、資格を要する小規模修繕を希望する場合にあっては、その資格を証する免許証等の写しを添えなければならない。

- (1) 登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書
- (2) 身分（身元）証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 市税及び国民健康保険料について未納がない旨の証明書

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申請に基づき、その内容を審査し、登録資格があると認める者について、定期的に小規模修繕契約希望者登録名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 前項の規定による登録（以下「定時登録」という。）は、平成19年4月1日に行い、その後においても、2年ごとに行うものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、定時登録の期日以外の日をもって登録を行うことができる。

3 登録資格の有効期間は、当該登録者の登録の日から直近の定時登録の日の前日までの期間とする。

(登録の変更)

第6条 前条第1項又は第2項ただし書の規定により名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、小規模修繕契約希望者登録変更届(様式第3号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 廃業し、若しくは倒産し、又は破産したとき。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反して、契約に関し談合を行う等不正又は不誠実な行為があったとき。

(小規模修繕の発注)

第8条 小規模修繕を発注しようとする主管課は、登録者又は建設工事等入札参加業者登録名簿に登載されている者の中から当該小規模修繕の契約の相手方の候補となるべき者を選定するものとする。

2 主管課は、前項の規定により選定した者から規則第25の2に規定する見積書を徴するものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市小規模修繕契約希望者の登録に関する要領の規定に基づいて作成されている小規模修繕契約希望者申請書その他の用紙は、改正後の豊川市小規模修繕契約希望者の登録に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

受付番号

新規
更新

## 小規模修繕契約希望者申請書

豊川市長 様

年 月 日

豊川市が発注する小規模修繕契約について、次のとおり登録を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

住所又は所在地	〒 ー 豊川市
フリガナ	
商号又は名称	
フリガナ	
代表者職・氏名	
電話番号	<0533> ー
FAX番号	<0533> ー

### 希望業種（3業種以内）

希望順位	希望業種	営業内容・得意分野など	必要となる資格・許可の種類・名称等	営業年数
1				年
2				年
3				年

※ 希望業種については、受注を希望する順序で記入すること。

資格・許可については、業務上必要なものを必ず記入すること。

資格・許可の証明書（複写可）を添付すること。

## 使用印鑑

<p style="text-align: center;">使 用 印 (契約締結等に使用するもの)</p>	<p style="text-align: center;">社 印                      代表者印</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px;"></div> </div>
<p style="text-align: center;">実                      印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>

### 小規模修繕等の種類及び内容の具体例

	業 種	内 容
1	大 工	大工修繕、造作修繕等
2	左 官	左官修繕・モルタル修繕、吹付け修繕 とぎ出し・洗い出し修繕等
3	屋 根	屋根葺き（鋼板・瓦葺き等）修繕、雨樋修繕等
4	タイル・ブロック・石	タイル張り修繕、ブロック積み修繕、石材修繕等
5	ガラス・サッシ	ガラス加工取付、サッシ、網戸等
6	建 具	ふすま、障子、木製建具関係等
7	塗 装	塗装、防水塗装等
8	内 装 仕 上	天井・壁・床仕上げ修繕、畳、カーテン、ブラインド等
9	板 金	建築板金加工取付修繕等
10	電気・通信	構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕等
11	管	給排水設備修繕、給湯設備修繕、空調設備修繕 ガス設備等
12	消 防 施 設	火災報知設備修繕等
13	そ の 他	その他

小規模修繕契約希望者登録変更届

年 月 日

豊川市長 様

住 所 .....

商号又は名称 .....

代 表 者 .....

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2. 変更事項にかかる添付書類

(1) 登記簿謄本 (2) 印鑑証明書 (3) 身分証明書 (4) その他 ( )

提出先 / 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所 総務部契約検査課